

デジタルサポートルーム 「上島モデル」

上島町では国のデジタル田園都市国家構想交付金事業を活用して、子どもたちの第3の居場所づくりを進め、「デジタルサポートルーム」を弓削中学校に設置しました。

4月からの新年度の学校スタートに合わせて、常駐スタッフを配置し、本格運用を開始する予定です。ルーム内では学習、読書、オンライン相談など、デジタルも有効活用しながら、誰一人取り残さない教育支援の実現を目指します。学習面、生活面、進路のことなど、ご心配なことがありましたら、お気軽に学校または教育委員会までお声掛けください。



▲サポートルーム内の様子

■ 問い合わせ 教育課 ☎ 77-2207

「自筆証書遺言書保管制度」出前講座の講師を派遣します！

「自筆証書遺言書保管制度」出前講座とは？法務局では、自筆の遺言者を法務局がお預かりするサービスを行っています。遺言書を法務局に預けることで、進言書が発見されなかったり、改ざんされることを防止することができます。

この制度のメリットや申請方法などを、法務局職員が、お申込みいただいた場所へ伺い、分かりやすく説明する「出前講座」を行っています。ぜひお気軽にお申込みください。

・出前講座の申込みについて

- 【対象】 県内に在住又は在勤する5名以上のグループ
- 【申込方法】 開催希望日の1か月前までに、お電話またはメールでお申込みください
- 【時間】 平日の10時～16時までの間で60分程度
- 【場所】 お申込みいただいた場所へ伺います

《費用》無料 ※資料等は法務局で準備します。

■ 問い合わせ

松山地方方法務局総務課 ☎ 089-932-0888
✉ soumu_matsuyama_moj_bal@i.moj.go.jp



保管制度、出前講座パンフレットはこちら→

後期高齢者医療保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料率を見直しています。

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、剰余金を全額活用することで、被保険者の増加などにもなう医療給付費の増加や、新たな支援金制度の導入などにもなう被保険者の方への影響をできるだけ少なくするよう配慮し、令和6・7年度の保険料率を改定しました。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{保険料(年額)} \\ \hline \text{【限度額】} \\ \text{令和6年度} \rightarrow 73\text{万円} \text{ (※1)} \\ \text{令和7年度} \rightarrow 80\text{万円} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline 51,930\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \left[\begin{array}{l} \text{総所得金額等} - 43\text{万円} \\ \text{【基礎控除額】} \end{array} \right] \times \begin{array}{l} \text{【所得割率】} \\ 10.16\% \\ \text{(※2)} \end{array} \\ \hline \end{array}$$

(※1) 令和6年度に新たに75歳に達する方は、限度額80万円です。
(※2) 旧ただし書き所得58万円以下の方は、令和6年度に限り所得割率9.42%です。

年金収入ごとの保険料（単身世帯の場合）

| 年金収入 | 令和6年度 | | | 令和7年度 | | | | | | |
|-----------------|----------------|---|---------|-------|---------|----------------|---|---------|---|---------|
| | 均等割額 | + | 所得割額 | = | 年間保険料額 | 均等割額 | + | 所得割額 | = | 年間保険料額 |
| 153万円以下 軽減割合 | 15,579 7割軽減 | + | 0円 | = | 15,570円 | 15,579 7割軽減 | + | 0円 | = | 15,570円 |
| 180万円 軽減割合 | 25,965 5割軽減 | + | 25,434円 | = | 51,390円 | 25,965 5割軽減 | + | 27,432円 | = | 53,390円 |
| 200万円 軽減割合 | 41,544 2割軽減 | + | 44,274円 | = | 85,810円 | 41,544 2割軽減 | + | 47,752円 | = | 89,290円 |

※保険料額は10円未満切捨て

均等割額軽減の判定所得が変わります

| 対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額) | 軽減割合 | |
|--|------|---|
| 43万円 + 10万円 × (★給与・年金所得者の数-1) 以下 | 7割 | ※「★給与・年金所得者の数」とは、以下のいずれかの条件を満たす者です。 ・給与収入(専従者給与収入を除く)が55万円を超える。 ・65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える。 ・65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える。 |
| 43万円 + 29.5万円 × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (★給与・年金所得者の数-1) 以下 | 5割 | |
| 43万円 + 54.5万円 × (世帯の被保険者数) + 10万円 × (★給与・年金所得者の数-1) 以下 | 2割 | |

社会全体で制度を支えています

後期高齢者医療制度は、医療機関等での自己負担分を除き、国・県・市町の負担金(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)、被保険者の皆さまからの保険料(約1割)を財源としています。

■ 問い合わせ

愛媛県後期高齢者医療広域連合
☎ 089-911-7734

上島町住民課
☎ 77-2503